

地区別事前復興まちづくり計画（素案）作成委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

地区別事前復興まちづくり計画（素案）作成委託業務
（以下「本業務」という。）

(2) 目的

高知市では、南海トラフ地震の発生により、甚大な被害に見舞われるおそれがあり、被災後のまちの復興は、市役所内部及び関係機関との総合調整並びに地区住民との合意形成が求められるほか、多岐にわたる業務を的確かつスピード感を持って進める必要があることから、復興の事前対策として、本市の復興方針をあらかじめ決めておくことが重要である。

東日本大震災においても、復興事業着手に長期間を要し復興が遅れたことから、まちの存続が危うくなる事例が見受けられ、「事前復興」の重要性が明らかになったことから、高知県が、市町村が復興まちづくりに速やかに着手できるよう、令和3年度に「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定している。

それを受け、本市の被災後のまちづくりの復興方針や体制、手順等を取りまとめた「高知市復興基本方針(案)」を策定しているところである。

令和6年度から令和7年度にかけては、高知県による新たなL2津波浸水区域のシミュレーション結果に基づき、対象となる地区の現状整理及び課題分析を行い、復興基本方針（案）や東日本大震災の事例等を踏まえ、可住地や土地利用を検討し、複数の復興パターン（現地再建や高台移転等）による「地区別事前復興まちづくり計画（素案）」を作成し、地元ワークショップによる合意形成に繋げることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「地区別事前復興まちづくり計画（素案）作成委託業務仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

(5) 予算限度額

84,000千円（令和7年度分については、令和6年3月議会にて債務負担行為設定済）
令和6年度：24,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和7年度：60,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる応募者は、公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、以下の項目に該当する単体企業又は共同企業体（以下「JV」という）とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者
- ② 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2

項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- ④ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
 - ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
 - ⑥ 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
 - ⑦ 参加意向申出書の提出期限の日時点において、高知市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格又は高知市物件等競争入札参加資格を有する者
 - ⑧ 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に国又は地方公共団体が実施する復興に係る計画等の策定業務の実績を有すること。
 - ⑨ 高知市内に主たる本社（又は本店）若しくは委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を置く者
 - ⑩ 管理技術者を配置することができる者。管理技術者は、技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たすものでなければならない。
 - ア 技術士「総合技術監理部門：都市及び地方計画部門」
 - イ 技術士「建設部門：都市及び地方計画部門」
 - ウ R C C M「都市計画及び地方計画」
 - エ 建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号口の規程により大臣が認定した者（都市計画及び地方計画部門）
 - ⑪ 照査技術者を配置することができる者。照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。
- (2) J V として本プロポーザルに参加する応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 共同企業体の構成員は、2 者又は 3 者とする。
- ② 代表となる構成員は、2. (1) ①～⑪すべて満たすこと。
- ③ 代表以外の構成員は、2. (1) ①～⑦, ⑨, ⑩をすべて満たすこと。

3 審査及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、審査は 2 段階で実施する。

- ① 1 次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、企画提案書の提出者を選定する。
- ② 2 次審査は、2 次審査評価基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた企画提案書の提出者及び次点者を特定する。なお、プレ

ゼンテーションは20分以内、質疑は15分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。

※受託候補者は、最も優れた企画提案書の提出者とする。また、受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員4人 計6人

(3) 選定基準

① 1次審査の参加資格要件確認は、別記「審査及び評価基準」の「ア 1次審査」のとおりとする。

② 2次審査の評価基準は、別記「審査及び評価基準」の「イ 2次審査」のとおりとする。

(4) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。また、2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

4 質疑・回答

(1) 提出書類

質疑書（様式第1号）

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和6年6月14日（金） 正午（必着）

(4) 提出先

高知市防災対策部防災政策課

FAX番号：088-823-9085

E-mail：kc-080200@city.kochi.lg.jp

(5) 回答方法

令和6年6月20日（木）に高知市防災政策課ホームページに掲載する。

なお、質疑への回答は本要領の追加または修正とみなす。

5 参加意向申出書

(1) 提出書類

① 参加意向申出書（様式第2号） 1部

② 資格要件確認書（様式第3号） 1部

③ 企業の業務実績調書（様式第4号） 1部

④ 企業概要がわかるパンフレット等 11部

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年6月25日（火） 午後5時（必着）

(4) 提出先

高知市防災対策部防災政策課

〒780-8571 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター5階

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査（1次審査）を行い、審査結果を参加

資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面にてこの理由について説明を求めることができる。

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

①～⑤については、正本1部、副本10部、⑥については1部、提出すること。

- ① 業務の実施体制（様式第5号）
- ② 配置予定管理技術者の資格・経歴等（様式第6号）
- ③ 企画提案応募申請書（様式第7号）
- ④ 企画提案書（任意様式）

提案は、ア及びイに示すものについてわかりやすい提案とすること。

※様式の向きは、縦又は横のいずれかで統一すること。主要な文字の大きさ（ポイント数）は10.5ポイント以上とする。なお、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

ア 本業務全体に係る実施方針・業務手順・工程計画（A4判片面で2枚以内）

イ 提案課題【課題1】～【課題3】（課題毎に、A4判片面で2枚以内）

【課題1】 復興パターンについて、本市の地域特性、災害特性等を踏まえ、本計画策定にあたり考慮すべき課題を上げ、解決に向けての方向性と解決策を提案

- 1 高知市復興基本方針（素案）を踏まえて提案すること。（被害想定は、津波と揺れによる）
- 2 最大クラスの津波（L2津波）を対象（県の新たな浸水範囲参照）とすること。
- 3 地域の実情に合わせて、市計画を踏まえ検討すること。

【課題2】 南海トラフ地震の最も津波の影響を受ける三里地区において、複数の復興パターン及びゾーニングを提案。（別紙位置図参照）

- 1 可住地及び土地利用の検討は、仕様書8（3）①②を参考に行うこと。
- 2 地形データは指定しない。（参考：国土地理院HP）
- 3 仕様書8（1）の各種計画を踏まえ、作成すること。
- 4 整備費及び維持管理費などの全体事業費について、財政的視点を持った案を作成すること。

【課題3】 仕様書の業務内容以外で本計画作成業務に対する特段の独自提案等
事例：DXやカーボンニュートラル、AI、住民説明会の仕方・進め方の提案
将来のまちづくりの提案、業務全体の進め方、余剰地の活用案など。

- ⑤ 業務参考見積書（任意様式）
 - ・見積書の金額は1（5）予算限度額以内の額とすること。
 - ・見積書は想定されるすべての経費の総額、内訳及び根拠（工数等）を記載すること。
- ⑥ 情報非公開希望申立書（様式第8号）

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年7月19日（金） 正午（必着）

(4) 提出先

高知市防災対策部防災政策課

〒780-8571 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター5階

(5) 留意事項

- ① 企画提案書は1者1提案とする。
- ② 企画提案書を受理した後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

7 実施スケジュール(予定)

公告	令和6年6月7日(金)
質疑書の提出期限	令和6年6月14日(金) 正午
質疑に対する回答	令和6年6月20日(木)
参加意向申出書の提出期限	令和6年6月25日(火) 午後5時
参加資格確認結果の通知	令和6年7月5日(金)
企画提案書の提出期限	令和6年7月19日(金) 正午
プロポーザル選定委員会の審査 (プレゼンテーション)	令和6年7月下旬(予定)
審査結果の通知	令和6年8月上旬(予定)
契約の締結	令和6年8月中旬(予定)

8 問い合わせ先

〒780-8571 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター5階

高知市防災対策部防災政策課 担当：宮中，川邊，西村

電話番号：088-823-9055 F A X 番号：088-823-9085

E-mail：kc-080200@city.kochi.lg.jp

9 資料提供

募集要領，仕様書及び各種様式等については，高知市防災政策課ホームページよりダウンロードすること。

[高知市防災政策課ホームページ] <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/>

10 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は，すべて提案者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは，失格となることがある。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ③ 提出書類に不備があった，又は指示した事項に違反したとき。
 - ④ 選定委員会の委員，市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，不正な接触の事実が認められたとき。
- (3) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において，次に該当したときは，契約候補の決定を取り消し，契約を締結しないことがある。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ② 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (4) 提出された書類は，理由の如何に関わらず返却しない。
- (5) 提出された書類は，提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は，審査及び説明並びに公表のために，その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類は，高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」と

いう。)に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第8号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

(8) 参加を辞退するときは、必ず高知市防災政策課に参加辞退届（様式第9号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。

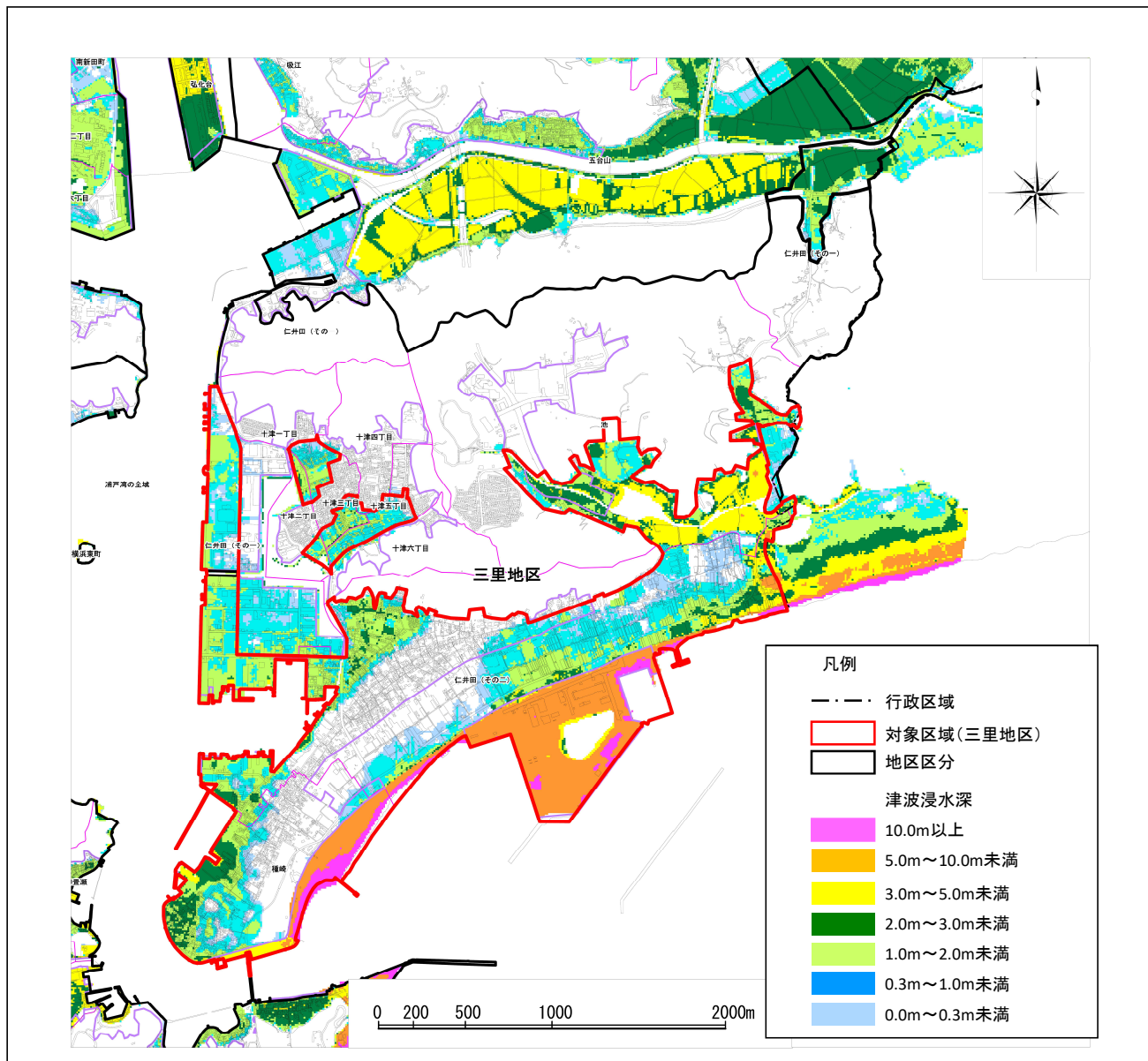
(9) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。

(10) 契約締結後、次に掲げる事項を公表する。

業務概要、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額、提案者の順位及び得点（受託者以外の提案者の名称は公表しないこととする。）、その他必要な事項。

【課題2】

位置図



三里地区対象面積

約440ha